

行政相談所を開設します

毎日のくらしの中で、わかりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることとはありませんか。このような時は、行政相談委員に相談ください。

町では、岡野吉雄さんが行政相談委員として活動しています。

次のとおり、町行政相談所を開設します。相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽に相談ください。

○町行政相談所

・日時 10月22日(木)
午後1時～午後4時

・場所 役場1階 小会議室

※事前予約は、必要ありません。

当日、直接会場にお越しください。

※相談時間は一人あたり30分以内でお願いします。

○お問い合わせ

総務課 秘書G
☎(84)1111(内線211)



五霞町
行政相談委員
岡野 吉雄さん
☎(84)2814

農業用プラスチック回収のお知らせ

次のとおり、使用済みとなった農業用プラスチック回収を実施します。

回収にあたっては、次の条件を満たしている方が対象となります。

○条件

・事前申込みをされた方

・農家(個人)と運搬事業者との間で契約を締結している方

○主な回収対象物

・ハウス等被覆用ビニール

・肥料用空袋

・園芸用マルチフィルム

・水稻育苗箱

※回収物の状態や種類により、回収できないものもあります。

○回収日 10月14日(水)

○収集場所

五霞ライスセンター 敷地内

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582(直通)

農用地の貸付希望受付について

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由により、農地の貸付を希望される方の申出を受付しています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対し、茨城県農地中間管理機構が転貸します。

農用地の貸借手続きの流れや公募に応募されている担い手の方にいては、茨城県農地中間管理機構のホームページ等でご確認ください。

○届出書配布・受付場所

産業課窓口

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582(直通)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、当該土地が所在する市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2, 000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5, 000㎡以上、都市計画区域以外の区域10, 000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物の持分権の譲渡、一時金が伴う地上権・賃借権の設定または設定等

○届出期限

契約締結日(契約締結日を含む。)から2週間以内

※詳しくは、お問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)3347(直通)

新地名『ごかみらい』の効力発生のお知らせ

五霞IC周辺地区土地区画整理事業における換地処分の完了に伴い、地区内の地名が『ごかみらい』へ変更となりました。

なお、9月11日から効力が発生しています。

不明な点等がある場合は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)3347(直通)

2歳児歯科健診中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月16日(金)の2歳児歯科健診を中止します。

なお、対象の方には、問診票を送付しますので、記入後、返してください。また、心配なことがある方は、いつでもご相談ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006(直通)